

教育長	次 長	課 長	係
水田	長部	長部	



19 高教政第 9-0-9 号
平成 19 年 11 月 7 日

各市町村（学校組合）教育長 様

教育政策課長
（公印省略）

扶養親族の認定等について（通知）の一部改正について（通知）

このことについて、扶養親族の認定について（平成14年5月31日付け14高人職第66号高知県人事委員会委員長通知。以下「人委通知」という。）の一部が下記1のとおり改正され、平成19年10月1日から施行されたことに伴い、扶養親族の認定等について（平成14年6月19日付け14高教職第859号教職員課長通知。以下「課長通知」という。）の一部を下記2のとおり改正することとしましたので通知します。

つきましては、貴管内学校へも周知下さるようお願いいたします。

記

1 人委通知の一部改正の内容

（1） 育児休業手当金の支給期間の延長に伴う改正

育児休業手当金（30/100 支給分）の支給期間について、当該育児休業に係る子が1歳に達する日までとされていたものが、1歳に達した日後の期間について育児休業をすることが必要と認められる場合に該当するときに限り、1歳6月まで延長されたことに伴い、所要の改正が行われたもの。

（2） 育児休業手当金の給付率の暫定的な引き上げに伴う改正

平成22年3月31日までに育児休業を開始した職員等について、40/100（原則として1歳に達する日まで30/100、職務に復帰した日又は子が1歳に達した日等から6箇月経過したとき、10/100 支給。）とされていた育児休業手当金の給付率が、暫定措置として50/100（職務に復帰した日又は子が1歳に達した日等から6箇月経過したときの支給率を20/100へ引き上げ。）に引き上げられたことに伴い、扶養認定の可否の判断においては、この暫定措置の支給率による育児休業手当金を所得見込額に加えることとされたもの。

2 課長通知の一部改正

（1） 育児休業手当金の支給期間の延長に伴う改正

記の「育児休業期間中に係る所得見込額算出要領」の（2）及び（4）中「子が1歳に達する日までの」を削る。

（2） 育児休業手当金の給付率の暫定的な引き上げに伴う改正

記の「育児休業期間中に係る所得見込額算出要領」の（2）中「10/100 支給分」を「10/100 支給分。ただし、育児休業手当金に関する暫定措置として20/100を支給される者にあつては、20/100 支給分とする。」に改める。

新 旧 対 照 表

新

旧

○ 扶養親族の認定等について（抜粋）
（平成 14 年 6 月 19 日 14 高教職第 859 号教職員課長通知）

○ 育児休業期間中に係る所得見込額算出要領

（1）育児休業期間開始日から向こう 1 年間の所得見込額を算出し、扶養親族としての認定（以下「扶養認定」という。）の可否を判断する。

（2）上記（1）で扶養親族として認定されなかった者については、育児休業手当金（30/100 支給分）の支給が終了した日の翌日から向こう 1 年間の所得見込額を算出し、扶養認定の可否を判断する。なお、この期間中に支給される育児休業手当金（残りの 10/100 支給分。ただし、育児休業手当金に関する暫定措置として 20/100 を支給される者にあっては、20/100 支給分とする。）は所得見込額に加えるものとする。

（3）扶養認定に影響を与える新たな事実が発生した場合は、改めて向こう 1 年間の所得見込額を算出し、扶養認定の可否を判断する。

【例】 省略

（4）上記（1）で扶養親族として認定された者については、育児休業手当金（30/100 支給分）の支給終了後においても、扶養親族として認定された際の所得状態（所得限度額未満）が継続している状況であれば、改めて扶養認定の可否の判断は要しない。

○ 扶養親族の認定等について（抜粋）
（平成 14 年 6 月 19 日 14 高教職第 859 号教職員課長通知）

○ 育児休業期間中に係る所得見込額算出要領

（1）育児休業期間開始日から向こう 1 年間の所得見込額を算出し、扶養親族としての認定（以下「扶養認定」という。）の可否を判断する。

（2）上記（1）で扶養親族として認定されなかった者については、育児休業手当金（子が 1 歳に達する日までの 30/100 支給分）の支給が終了した日の翌日から向こう 1 年間の所得見込額を算出し、扶養認定の可否を判断する。なお、この期間中に支給される育児休業手当金（残りの 10/100 支給分）は所得見込額に加えるものとする。

（3）扶養認定に影響を与える新たな事実が発生した場合は、改めて向こう 1 年間の所得見込額を算出し、扶養認定の可否を判断する。

【例】 省略

（4）上記（1）で扶養親族として認定された者については、育児休業手当金（子が 1 歳に達する日までの 30/100 支給分）の支給終了後においても、扶養親族として認定された際の所得状態（所得限度額未満）が継続している状況であれば、改めて扶養認定の可否の判断は要しない。

各市町村（学校組合）教育長 様
各 県 立 学 校 長 様

高知県教育委員会事務局
教 職 員 課 長

扶養親族の認定等について（通知）

平成14年4月1日から育児休業の対象となる子の年齢が3歳未満に引き上げられたことに伴い、育児休業中の者についての扶養親族としての認定に係る所得見込額の算出について、人事委員会において下記のとおり要領が定められましたので、お知らせします。

なお、各市町村（学校組合）教育委員会におきましては、管内の学校へも周知下さるようお願いいたします。

記

○ 育児休業期間中に係る所得見込額算出要領

- (1) 育児休業期間開始日から向こう1年間の所得見込額を算出し、扶養親族としての認定（以下「扶養認定」という。）の可否を判断する。
- (2) 上記(1)で扶養親族として認定されなかった者については、育児休業手当（30/100支給分（19.11.7改正、19.10.1施行））の支給が終了した日の翌日から向こう1年間の所得見込額を算出し、扶養認定の可否を判断する。なお、この期間中に支給される育児休業手当金（残りの10/100支給分。ただし、育児休業手当金に関する暫定措置として20/100を支給される者にあつては、20/100支給分とする。（19.11.7改正、19.10.1施行））は所得見込額に加えるものとする。
- (3) 扶養認定に影響を与える新たな事実が発生した場合は、改めて向こう1年間の所得見込額を算出し、扶養認定の可否を判断する。

【例】

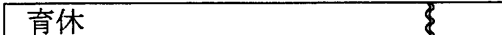
- ① 育児休業期間の延長
延長された育児休業期間の開始日から向こう1年間の所得見込額を算出し、扶養認定の可否を判断する。
- ② 見込まれていなかった所得（恒常的な不動産所得等）の発生
当該所得の発生の日から向こう1年間の所得見込額を算出し、扶養認定の可否を判断する。
- (4) 上記(1)で扶養親族として認定された者については、育児休業手当金（30/100支給分（19.11.7改正、19.10.1施行））の支給終了後においても、扶養親族として認定された際の所得状態（所得限度額未満）が継続している状況であれば、改めて扶養認定の可否の判断は要しない。

参考

1 育児休業期間が「1年（子は約1歳2か月）」で期間延長なしの事例

ア 

開始から向こう1年間の所得見込み130万円未満→育休期間中「扶養親族」可能

イ 

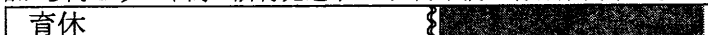
①開始から向こう1年間の所得見込み130万円以上→育休休業手当金（30/100）支給終了時点まで「扶養親族」不可

②育児休業手当金（30/100）支給終了以降向こう1年間の所得見込み130万円以上→以後の育休期間中「扶養親族」不可

2 育児休業期間が「1年6月（子は約1歳8か月）」で期間延長なしの事例

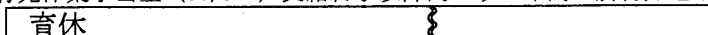
ア 

開始から向こう1年間の所得見込み130万円未満→育休期間中「扶養親族」可能

イ 

①開始から向こう1年間の所得見込み130万円以上→育休休業手当金（30/100）支給終了時点まで「扶養親族」不可

②育児休業手当金（30/100）支給終了以降向こう1年間の所得見込み130万円未満→以後の育休期間中「扶養親族」可能

ウ 

①開始から向こう1年間の所得見込み130万円以上→育休休業手当金（30/100）支給終了時点まで「扶養親族」不可

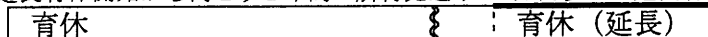
②育児休業手当金（30/100）支給終了以降向こう1年間の所得見込み130万円以上→以後の育休期間中「扶養親族」不可

3 育児休業期間が「1年（子は約1歳2か月）」で期間延長（6か月）ありの事例

ア 

①開始から向こう1年間の所得見込み130万円未満→育休期間中「扶養親族」可能

②延長育休開始から向こう1年間の所得見込み130万円以上→延長育休期間中「扶養親族」不可

イ 

①開始から向こう1年間の所得見込み130万円以上→育休休業手当金（30/100）支給終了時点まで「扶養親族」不可

②育児休業手当金（30/100）支給終了以降向こう1年間の所得見込み130万円以上→以後の育休期間中「扶養親族」不可

③延長育休開始から向こう1年間の所得見込み130万円以上→延長育休期間中「扶養親族」不可

4 育児休業期間が「1年（子は約1歳2か月）」で期間延長（1年）ありの事例

ア 

①開始から向こう1年間の所得見込み130万円未満→当初育休期間中「扶養親族」可能

②延長育休開始から向こう1年間の所得見込み130万円未満→延長育休期間中「扶養親族」可能

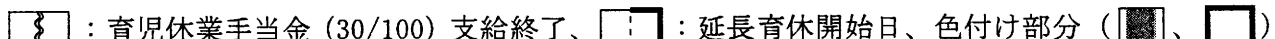
（「育休（当初）」で扶養親族認定されている者が、「育休（延長）」においても引き続き扶養親族たる要件を具備している本事例のような場合には、あらためて扶養親族の届出は要しない。）

イ 

①開始から向こう1年間の所得見込み130万円以上→育休休業手当金（30/100）支給終了時点まで「扶養親族」不可

②育児休業手当金（30/100）支給終了以降向こう1年間の所得見込み130万円以上→以後の育休期間中「扶養親族」不可

③延長育休開始から向こう1年間の所得見込み130万円未満→延長育休期間中「扶養親族」可能

注1： ：育児休業手当金（30/100）支給終了、：延長育休開始日、色付け部分（、）は「扶養親族」可能をそれぞれ表す。掲載事例は所得見込み時点で見込まれていなかった別所得の発生等の事情は考慮していない。また、図は扶養親族としての認定の可否を表したものであり、扶養手当の支給始期、改定時期は届出の時期に応じて変わることとなる。

2：育児休業手当金（30/100）支給終了以降向こう1年間の所得を見込む際、その時点で職員から育児休業の延長に係る請求がされており、当該育児休業延長が承認されることが確定的である場合は、それを見込んで所得を算定する。